	沿岸まぐろはえ縄漁業
	一　（略） 二　沿岸まぐろはえ縄漁業によるくろとがりざめ又はよごれの採捕は、禁止する。 三・四　（略）
	（略）

別記

様式第2号（第15条関係）

××××○○○

備考　各文字及び数字は、次により明瞭に標記すること。

(1)　（略）

(2)　特定大臣許可漁業の略称は、次のとおりとすること。

ア・イ　（略）

ウ　かじき等流し網漁業　かじき流し

エ～カ　（略）

(3)・(4)　（略）

	沿岸まぐろはえ縄漁業
	一　（略） 二　沿岸まぐろはえ縄漁業によるよごれの採捕は、禁止する。 三・四　（略）
	（略）

別記

様式第2号（第15条関係）

××××○○○

備考　各文字及び数字は、次により明りょうに標記すること。

(1)　（略）

(2)　特定大臣許可漁業の略称は、次のとおりとすること。

ア・イ　（略）

（新設）

ウ～オ　（略）

(3)・(4)　（略）

ニ　北緯三十八度十一秒東経百四十六度五十九分四十六秒の点

ホ　北緯三十度十五秒東経百四十六度五十九分四十七秒の点

ヘ　千葉県南房総市野島埼灯台正南三十海里の点

ト　千葉県南房総市野島埼灯台

三　北緯三十八度十一秒の線、東経百四十六度五十九分四十六秒の線、北緯三十三度十三秒の線及び東経百四十二度五十九分四十七秒の線により囲まれた海域（第一号イに掲げる海域と重複する部分を除く。）におけるかじき等流し網漁業の操業は、毎年五月一日から九月三十日までの期間内においては、禁止する。

四　東経百四十二度五十九分四十七秒の線以東、北緯三十八度十一秒の線以北、東経百五十四度五十九分四十四秒の線以西の太平洋の海域（第一号イに掲げる海域と重複する部分及び次号に規定する海域を除く。）におけるかじき等流し網漁業の操業は、毎年七月一日から九月三十日までの期間内においては、禁止する。

五　北緯四十一度十秒の線、東経百四十五度二十九分四十六秒の線、北緯三十八度十一秒の線及び東経百四十二度五十九分四十七秒の線により囲まれた海域におけるかじき等流し網漁業の操業は、毎年六月一日から九月三十日までの毎日午前四時三十分から午後六時までの期間内においては、禁止する。

六　かじき等流し網漁業によるさけ、ます、歯鯨（まっこう鯨、とっくり鯨及びみなみとっくり鯨を除く。）又はうみがめ類の採捕は、禁止する。